



発行人 福島県教職員組合  
 発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141  
 [定価一部 20円]  
 編集・責任者 角田 政志  
 e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp  
 http://www.f-t-u.or.jp  
 (この購読料は組合費に含まれています。)

# 山積課題の解決に向けて

～ 2018 春関東教委交渉を実施 ～ 4月26日

## <前年度から改善のあった事項>

- ◎ 非常勤職員の時給 UP! ⇒ 2,570円/h (17年度より20円増)
  - ◎ 4月6日任用常勤講師の大幅減少 ⇒ 17年度約90人が18年度は3人に
  - ※ 県の規定で、4月1日任用でなければ、通勤手当や住居手当の4月分支給がありません。5月分からの支給になります。17年秋季交渉で県教委に県の規程の変更がすぐにはできないため、4月6日付けの任用を減少させることを約束させました。  
4・6任用を0人とするか、必要経費の支払いができるよう規程を変更するか、要求を継続しています。
  - ◎ 被災児童生徒支援のための教職員加配 ⇒ 491人(17年度同数)
  - ※ 被災3県の教職員加配870人(前年度から130人減)のうち福島県小中学校への加配人数です。県教組は国や県への加配継続要請、市町村議会へ「被災児童就学支援等事業」の継続を国に要請する請願・陳情活動を継続して行っています。
  - ◎ 採用試験の受験年齢の上限が上がりました。一般選考は50歳以下、教職経験者特別選考は59歳以下になりました。(17年度まで一般選考:45歳、特別選考:50歳)
- ★ これらの内容は継続して県教組が要求し、実現した内容です。

## <18年度の課題として強く改善要求を行い、確認した事項>

- 学校事務職員「共同・連携実施」の全県実施上の課題を把握し、改善すること。
- 学校栄養職員適用の医療職(二)の給料表の改善を検討すること。
- 教職員全体の生涯賃金低下の回復を検討すること。
- 再任用者の個別状況を考慮した任用を行うこと。
- 新規再任用者の手続きの簡素化を進めること。
- 臨時採用教職員任用の「空白期間」の改善、県内で継続して任用する場合の社会保険の継続を検討すること。また、複数の市町村で勤務する非常勤職員の年次休暇の不利益をなくすよう検討すること。
- 障がいのある児童・生徒が必要とする「合理的配慮」について、個別対応を充実するよう、市町村教育委員会を指導すること。
- 「家庭学習スタンダード」については、子どもの負担を軽減し、教職員の多忙状況を踏まえて実施すること。
- 学力向上施策、教職員の資質向上施策が教職員の長時間労働の大きな原因となっていることから、教職員の勤務態様を考慮しながら進めていくこと。
- 「教職員多忙化解消アクションプラン」を適切に実行すること。
- 不妊治療について、不妊性疾患以外の事例についても特別休暇の制度化を検討すること。
- 学校敷地内のモニタリングポストは撤去しないよう関係機関に要請すること。

## ＜その他、交渉により明らかになった内容＞

### ● 2019年度からの県学力調査について

- ・予算 7,000 万円。IRT 方式 (Item Response Theory : 項目反応理論、「学力」を数値化するとする測定理論)。業者による採点や分析を行い、現場の負担を軽減する予定。
- ・6年生は4月に全国調査と県調査2回実施。
- ・教育課程上の扱いや、結果の公表については未定。

※ 日々の授業準備も勤務時間内で行うことが困難な状況下、さらなる負担となることは明らかであるため、学校の現状を考慮した対応を強く要求。

### ● 学校プールの放射線量の測定について

- ・18年度から市町村単位で関係機関に測定を要請する。

### ※ 18年度から主幹教諭が配置された学校

小：大森小（福島）・野田小（福島）・梁川小（伊達）・富田東小（郡山）・西袋一小（岩瀬）  
鏡石一小（岩瀬）・一箕小（北会）・泉小（いわき）・泉北小（いわき） 小学校 9 校  
中：福島一中（福島）・北信中（福島）・郡山二中（郡山）・須賀川二中（岩瀬）  
白河中央中（西白） 中学校 5 校  
義務教育学校：西田学園（郡山） 1 校  
合計：15 校

### ※ 18年度から副校長が配置された学校

小：野田小（福島）・富田東小（郡山）・大成小（郡山）・泉小（いわき） 小学校 4 校  
中：北信中（福島）・郡山一中（郡山）・泉中（いわき） 中学校 3 校  
義務教育学校：西田学園（郡山） 1 校  
合計：8 校

春闘総決起集会・県教委交渉に各支部からのご参加ありがとうございました。

## 組合費についてのお知らせ

第 251 回中央委員会決定に基づき、4 月からの組合費が適用給料表別・年齢別の対応となりました。従来通り、給料月額 2.2% 相当、上限は 8,950 円の変更はありません。

震災以後、2018 年 3 月まで組合員に不利益を生じさせないように組合費を据え置きとしてきました。組合の財政の健全化、継続可能な活動を保障するために、第 9 次組織機構整備特別委員会答申が出され、第 251 回中央委員会（2018/2/21）の第 6 号議案で決定し、この 4 月からの執行となりました。

なお教職員人事評価制度の賃金反映や、へき地経験による昇給等は除外しています。全体的に 2.2% よりも低い金額の設定となっています。

### お詫びと訂正

2018 年 4 月 25 日発行「福島県教育新聞」で紹介した役員名に誤りがありました。大変失礼いたしました。訂正してお詫びいたします。

誤：監査委員 小木安夫さん → 正：小木保夫さん

